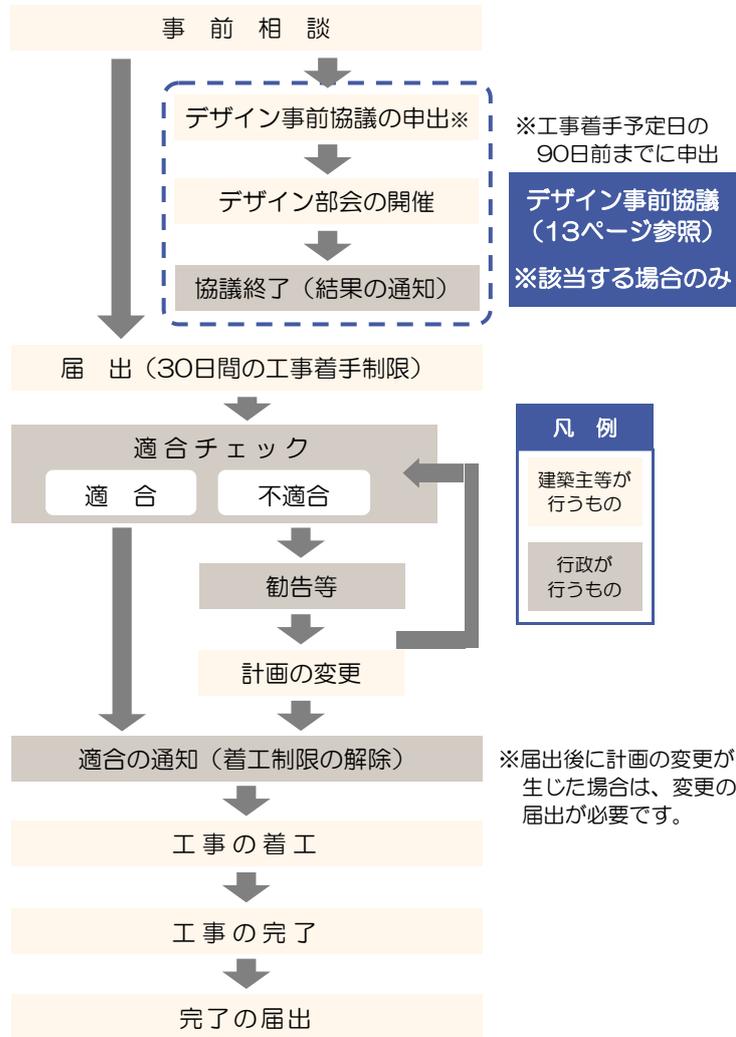


届出等の手続きについて

一定の建築行為等(2ページ参照)を行う場合は、以下の書類を作成し、まちづくり指導課に提出してください。

- 届出書の様式は市ホームページよりダウンロードして作成してください。
- 届出後に計画を変更する場合は、変更の届出が必要となることがあります。まちづくり指導課までお問い合わせください。

■ 手続きの流れ



■ 必要書類

「景観計画区域内の行為(変更)届出(通知)書(様式1号)」2部に、以下の書類を添付して、まちづくり指導課の窓口まで届け出てください。

種類※1	縮尺※2	備考
委任状		申請者以外が届け出る場合
付近見取図	1/2,500以上	
現況写真		敷地及び周囲の状況を示すもの
配置図	1/100以上	門・塀・植栽・屋外設備等の敷地内の外部構成を記載したもの
各階の平面図	1/200以上	
各面の立面図	1/200以上	主要部分の材料の種別・仕上げ・マンセル値を記載したもの
2面以上の断面図	1/200以上	主要部を表示したもの
完成予想図書		彩色した2面以上の立面図又は外観カラーパース

- ※1 市長が添付の必要がないと認める図書は省略できます。
- ※2 定められた縮尺の図面では適切に表示できない場合は、この限りではありません。

■ 工事が完了したとき

景観計画区域内の行為の届出にかかる行為が完了したときは、「景観計画区域内の行為完了届出(通知)書(様式第3号)」1部に、以下の書類を添付して、速やかにまちづくり指導課の窓口まで届け出てください。

種類	備考
カラー写真	以下の項目をまとめたもの <ul style="list-style-type: none"> • 建築物等の全景写真(各面) • 行為の内容が景観形成基準の各項目に適合していることを示す写真